

介護保険 紙おむつ配達サービスの利用方法

介護保険紙おむつ配達サービスは、在宅で紙おむつを使用して生活している方のお住まいに、毎月、紙おむつを直接お届けする介護保険のサービスです。サービスを安心して受けていただくため、支給要件などについてご案内します。

1 対象者

原則、次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ① 所沢市の介護保険被保険者である
- ② 「要介護2～5」と認定されている
- ③ 在宅で生活している

〔例外給付〕

紙おむつ新規申請日において軽度者（要支援1・2、要介護1）の方は、失禁を誘発する疾病により紙おむつの使用の必要があると医師の判断を受けた場合に支給対象となります。※「介護保険紙おむつ軽度者フローチャート」参照

2 サービスを受けるには

所沢市介護保険課に所定の申請書を提出します（郵送可）。原則、申請月の翌月から配達が始まります。申請書は窓口にてお渡ししているほか、所沢市のホームページよりダウンロードすることができます。

※ 軽度者の方は、添付書類が必要な場合があります。

3 紙おむつ(パッド)を選ぶには

市の指定を受けた事業者から1つを選び、その事業者が取り扱う商品の一覧から紙おむつを選んでください。どの商品を選んだらいいかわからないときや、お体の状態に適した使い方を教えてもらいたいときは、事業者に直接相談できます。

4 紙おむつの受け取り方法

- 申請時に指定した事業者が、毎月、所沢市内のお住まいへ配達します。
- 配達日は事業者によって異なりますので、事業者に直接お問い合わせください。
- 不在置きを希望される場合は、事業者にその旨お伝えください。
- 市外在住の方は、郵送での対応になります。なお、郵送料はご負担いただきます。

5 1ヶ月の利用限度と費用負担

ひと月につき、5,600円分まで介護保険のサービスとして利用できます。
介護保険のサービスとして利用した分は、介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担となります。
購入金額が5,600円を超えたときは、超過した金額はすべて自己負担になります。

6 支払い方法

配達を受けるときに事業者の配達員に介護保険負担割合証を提示した上で、料金をお支払いください。負担割合が変更になったときは、速やかに事業者へ連絡してください。

7 こんなときは事業者に連絡してください

- 商品を変更したいとき
- 注文する数を変更したいとき
- 配達を休止または中止したいとき
- 配達を再開したいとき
- 配達先を変更したいとき

8 こんなときは市役所に連絡してください

- 病院・施設に入院・入所したとき
- 指定した事業者を変更したいとき
(届出が必要です)
- 紙おむつ支給の必要性がなくなったとき

9 ご注意ください

〔支給対象者〕

- 施設や病院に入所・入院しているときは利用できません。入所・入院の際は必ず介護保険課へ連絡してください。
- 要介護認定の結果、「非該当」になった場合は利用できません。
- 利用条件を満たしていない期間に受給された場合は、保険給付分を返還していただきます。

〔配達〕

- 配達先は所沢市内に限ります。

〔申請〕

- 要介護認定の更新を行わなかったなどの理由で認定の有効期間がいったん切れた場合、紙おむつの支給についても支給対象外となります。再び紙おむつ購入費の支給を受けたい場合は、所沢市介護保険紙おむつ購入費支給(変更)申請書を再度提出していただく必要があります。
- 軽度者の方は、身体状況をもとに支給対象者であるかを確認するため、認定の有効期間ごとに申請が必要となります。
- 申請時に要介護2~5として認定された方であっても、要介護状態区分が要支援1・要支援2・要介護1に変更となった場合は、再度申請が必要です。

〔その他〕

- 商品や価格は変更になることがあります。

所沢市役所 福祉部 介護保険課 給付担当

TEL 04-2998-9420 FAX 04-2998-9410

ホームページアドレス <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>